

2025 年度課題別研修「脱炭素で持続可能な都市・地域開発のための
自治体能力強化」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた脱炭素や気候変動に考慮した都市・地域開発分野の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備える特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

本研修は、脱炭素をはじめとしたグリーン分野の取組みと国際協力を推進する横浜市と連携して実施します。よって本研修においては、横浜市による講義の実施や、視察の受入れが必須です。

特定者は、横浜市内の中小企業を中心としたビジネス機会の拡大と、新興国の都市課題の解決への貢献を目的として設立された団体で、横浜市と連携協定を締結しています。これまで本分野も含んだ横浜市と連携した事業の実績を有しており、研修の効率的かつ効果的に実施に必要な経験や知識を備えています。また、研修分野の産官学との多様なネットワークや、研修実施に関する十分なノウハウをも有しています。

今般、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名 : 2025 年度課題別研修「脱炭素で持続可能な都市・地域開発のための自治体能力強化に係る研修委託契約
- (2) 案件概要 : 別紙 2「研修委託業務概要」のとおりに
- (3) 実施期間 : 2026 年 1 月 12 日から 2026 年 1 月 31 日（予定）
- (4) 履行期間 : 2025 年 12 月 5 日から 2026 年 3 月 27 日まで（予定）

2 応募資格

- (1) 基本的要件 :
 - 1) 公示日において、令和 7・8・9 年度全省庁統一資格を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとし
- ます。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
- ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人

情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア． 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ． 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ． 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ． 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）「特定個人情報等」とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025 年 10 月 17 日（金）12：00
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025 年 10 月 20 日（月）
	通知方法	メール

(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2025 年 10 月 23 日 (木)
	回答予定日	2025 年 10 月 24 日 (金)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3 (3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025 年度課題別研修
「脱炭素で持続可能な都市・地域開発のための自治体能力強化」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名 :

2025 年度課題別研修「脱炭素で持続可能な都市・地域開発のため自治体能力強化」

(2) 技術研修期間（予定）:

2026 年 1 月 13 日から 2026 年 1 月 30 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 : 7 名

2) 対象国 : ASEAN 共同体、コートジボワール、チリ、ベトナム

3) 研修対象組織 : 自治体や関連団体で、脱炭素や気候変動を考慮した都市開発計画の立案・実施を担当する部署

4) 対象者 : 気候変動対策、又は都市開発計画・行動計画及び事業実施の担当者

5) その他 : マレーシアからの国別上乘せ（2 名）の可能性あり

(4) 研修使用言語 :

英語

(5) 研修の背景・目的:

気候変動は世界の持続的な発展、人間の安全保障にとって脅威であり、特に開発途上国に深刻な影響があると予測される。2015年12月のUNFCCC第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」の下、各国政府は、緩和策・適応策を含む様々な対応に取り組んでいる。多くの開発途上国においても脱炭素が表明され、国家適応計画の策定・体制整備が進められているが、地域における具体的な取組みを検討・実施する地方自治体は、技術・知見・資金・能力等が十分ではなく、その強化が急務となっている。

本コースは、自治体の都市開発や環境・気候変動対策に携わる担当者を対象に、日本の自治体における脱炭素による都市開発の事例の紹介や参加自治体の事例の共有を通じて、研修員が抱える課題の解決策を検討し、参加自治体間の連携の促進を図る。

(6) 案件目標 :

1) 自治体の気候変動対策（緩和）に配慮した都市開発政策の理解が深まり、気候変動対策を盛り込んだ行動計画が提案される。

2) 参加自治体間の情報共有・連携が促進される。

(7) 研修で達成される成果 :

1) 気候変動分野について、国際的動向、緩和に関する国際的枠組み・国家

- レベルの政策・実施を理解する。
- 2) 温室効果ガスの排出削減に資する取組の立案・実施手法について理解する。
 - 3) 横浜市を中心とした自治体の事例、他の研修参加都市の経験の共有から自身の所属先/都市/地域/国での改善策を検討する。
 - 4) 気候変動対策を各自治体の開発計画へ組み込み、実施するためのアクションプランが作成される。
 - 5) 参加自治体間で知見が共有され、連携が促進される。
- (7) 研修内容：
- 1) 研修項目
 - 【事前活動】

参加自治体における開発計画及び気候変動対策の現状と課題の把握。
 - 【本邦研修】
 - ①国際的動向、気候変動緩和策に関する国際枠組及び国家レベルの政策・実施
 - ②日本の気候変動に係る政策・取組方針
 - ③JICAの気候変動対策分野の事業戦略・取組事例
 - ④横浜市等自治体の気候変動に係る施策・取組事例
対象別向け（市民・企業・行政等）の取組み、協働事例、啓発活動等
 - ⑤気候変動対策に係る計画作成のための手法
温室効果ガスの排出削減に資する取組の立案・実施手法等
 - ⑥企業による気候変動対策のための技術紹介
 - 2) 研修方法
 - ① 講義
 - ② 演習・実習
 - ③ 見学・研修旅行
 - ④ レポートの作成・発表
 - 3) 当機構が実施するプログラム
 - ①集合ブリーフィング（0.5日）

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
 - ②評価会及び閉講式（0.5日）

2. 委託業務の内容

(1) 履行期間（予定）

2025年12月5日から2026年3月27日まで

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 委託業務の範囲及び内容

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定

- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務を含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コース・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって日本語 - 英語の逐次通訳等を行う研修監理員を 1 名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上